

募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ウェンディー・ジャパン株式会社(以下「当社」という)が企画、募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の目的、条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の旅行予約約款(募集型企画旅行契約の部)(以下「募集型企画旅行契約」という)によります。(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送や宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けず。

2 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料の一部として取り扱います。

旅行代金	申込金
4万円未満	申込金なし。全額お支払いのみ
4万円以上15万円未満	2万円
15万円以上30万円未満	3万円
30万円以上	5万円

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れず。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (5) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェイトイング登録」といいます。)の際、申込書の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けず。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知し、この時点で契約の成立となり「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイトイング登録」の解除のお申し出があった場合、又はお待ち頂ける期間満了で結果として予約が取りできなかった場合、当社は「預り金」を全額払い戻します。なお「ウェイトイング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (6) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関へへの氏名訂正が必要となります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第11項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送、宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約が解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3 申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部コースを除きます。)(15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。)
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊婦の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のためにご講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担となります。現在健康を害している方、妊婦の方は医師の診断書を出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上のご都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡します。メール送付、プリントアウト等の方で書面交付を行ったものとみなす場合があります。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前の日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金の支払い

- (1) 旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以前にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。お支払い方法は銀行振り込みまたはクレジットカードでのお支払いを承ります。クレジットカードの場合は申込金の取扱いとは異なります。

6 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券や査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様の自己責任に起因する事由により、旅券や査証の取得後、関係国への入国が許可されなかったとしてもその責任を負いません。なお、当社以外の旅行者者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかわる契約の当事者は当該渡航業者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務

7 旅行日程に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃、料金、ツアー詳細(ファーストクラス、ビジネスクラス利用と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。)
- (2) 旅行日程に明示した送迎バスの料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間)。但し、旅行日程に「お客様負担」と表記している場合はお客を免除します。
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金、税、サービス料金
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金、税、サービス料金
- (6) 添乗員付きコースの添乗員の同行費用。
- (7) 「特典」と表記されているもの。

*上記はお客様のご都合により、一部ご利用されなくても払い戻しはありません。

8 旅行代金に含まれないもの

- (1) 超過手荷物料金。(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報や電話料、ホテルのボーイやメイドに対する心付け、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴うサービス料。
- (3) 傷害、疾病に関する医療費。
- (4) 渡航手続関係諸費用。(旅券印紙代、旅券紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
- (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (6) 日本国内のご自宅と集合地、解放地間の交通費、宿泊費等。
- (7) 空港施設使用料、空港税、出税務。
- (8) 航空会社が定める燃油特別附加代金。(ただし旅行代金に含まれる旨を表示している場合は除きます)
- (9) 一室をお一人様でご利用される場合や延泊などの追加代金。

9 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない追加運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が、第25項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃、料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためしにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払ひ、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送、宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)により、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後(当社の責に帰すべき事由)により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

11 お客様の交替

お客様は、当社承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当該譲渡の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費および手数料として1万円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

なお、交替をお断りする場合があります。

12 お客様による旅行契約の解除、払い戻し(旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも第16項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- (2) お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第22項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると限りません。
 - 第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
 - 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。
- (3) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第16項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

13 お客様による旅行契約の解除、払い戻し(旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれらを支払わなければならない費用(全額)をお客様の責に帰すべき事由によるものでないときに限りません。を差し引いたものをお客様に払戻いたします。

変更補償金

14 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、第16項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件をお客様が満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(第16項に規定するピーク時)に旅行を開始するものについては、33日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

15 当社による旅行契約の解除、払い戻し(旅行開始後)

- (1) 当社に気づけずに掲げる場において、旅行契約を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者によるお客様の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能になったとき。
 - 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払ひ、又はこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
 - 本項(1)イ、ハにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発に際したるための必要な手配をいたします。この場合に要する費用のうちはおお客様のご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

16 取り消し料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

イ. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース(本項(1)ロ.およびハ.に掲げる旅行契約を除く)

区分	取消料
(a) 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(b)から(d)までに掲げる場合を除く。	旅行代金の10%以内
(b) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(c)及び(d)に掲げる場合を除く。	旅行代金の20%以内
(c) 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(d)に掲げる場合を除く。	旅行代金の50%以内
(d) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%以内

※ ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月5日まで、および7月20日から8月31日までをいいます。

ロ. 貸し切り航空機を利用するコース

区分	取消料
(a) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(b)から(d)までに掲げる場合を除く。	旅行代金の10%以内
(b) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(c)及び(d)に掲げる場合を除く。	旅行代金の50%以内
(c) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(d)に掲げる場合を除く。	旅行代金の80%以内
(d) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%以内

ハ. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。
- (3) お取消時すでに渡航手続を開始又は終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要実費および渡航手続代行料金を申し受けます。

17 旅費管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様これとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けるときにできる限りおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要な措置を講ずることとします。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配をいたします。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

26 その他

- (1) お買物案内について
 - お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、ご購入の際には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等の手お支払いいたしませんのでトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートを受け取りたいことを必ず行ってください。免状払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお元にご用意いただき、その手続は、お土産店、空港において手続方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内

所にお問合せください。

18 添乗員

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第 17 項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、ツアー詳細に明示してあります。添乗員等が同行しない場合には、現地において当社に代って手配を代行させるもの(以下「手配代行者」という)により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は確定書面に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として 8時から 20 時までとします。

19 お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限りです。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞滞時間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お客様の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

20 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21 特別補償

- (1) 当社は、第 19 項(1)に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行予約契約の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は死傷物の上に被った一定の損害について、
 - 死亡補償金として 2500 万円
 - 入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円
 - 通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円を支払います。
 - 携行品にかかると損害補償金は、旅行者一名につき 15 万円をもって限度とします。

ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他壊れやすい物等補償の対象とならないものがあります。

- (2) 当社は、募集型企画旅行予約契約第 27 条第 1 項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超経運動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

22 旅程補償

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - イ. 次に掲げる事由による変更
 - (イ) 天災地変、(ロ) 戦乱、(ハ) 暴動、(ニ) 官公署の命令、(ホ) 運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ) 当初の運行計画にない運送サービスの提供、(ト) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要措置
 - ロ. 第 12 項から第 15 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注3. 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4. 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5. 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6. 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号にります。

23 運賃契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員の署名名として旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受け場合があります。(以下「通信契約」といいます。)
- その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。
 - (1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」といいます。))を当社にお申し出いただきます。
 - (2) 通信契約は、電話による申込の場合は、当社が申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
 - (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 16 項(1)の取消料と同額の違約料を申し付けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合は中の限りではありません。
 - (4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第 10 項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 12 項から第 15 項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払い戻します。この場合において当社らは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に会員に対し払い戻すべき額を通知するものとします。
 - (5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます場合があります。
 - (6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

24 団体、グループの契約について

- (1) 当社は、団体、グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体、グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

25 ご旅行条件、ご旅行代金の基準

- (1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。
- (2) 特別に注釈のない場合、子ども代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満 2 歳以上 12 歳未満のお子様へ適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 歳未満が航空座席を使用しない方に適用します。
- (3) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1 人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。
- (4) 本条件書の各項目の旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2 項のお申込金、第 16 項の取消料、第 22 項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございまして、ご購入には十分ご注意ください。

- (2) 海外旅行保険について
 - 病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問合わせください。
 - (3) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
 - (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 - (5) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款にあります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行約款をご希望の方は、当社にご請求ください。旅行約款は、当社ホームページ <http://www.wendytour.jp> でもご覧いただけます。
 - (6) 海外危険情報について
 - 渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」www.anzen.mofa.go.jp/ 外務省領事サービスセンター(海外安全ホームページ) : 03 - 5501 - 8162 でご確認ください。
 - (7) 渡航先に当該危険情報が発出された場合の取扱について
 - イ. 「十分注意して下さい」
 - (a) 通常通り旅行いたします。
 - (b) 契約成立後に取消された場合には、第 16 項に定める取消料をお支払いいただきます。
 - ロ. 「渡航の是非を検討してください」
 - (a) 当社にて適切な危険回避措置が講じられると判断された場合に限り、原則履行いたします。
 - (b) 参加して適切な場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
 - (c) ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第 22 項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を収受いたしません。
 - ハ. 渡航の延期をおすすめします「退避を勧告します」
 - 履行を中止いたします。
 - (8) 個人情報の取扱について
 - イ. 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
 - ロ. お預かりする個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示いたします。また内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。
 - ハ. 当社の個人情報保護方針およびお取り扱いについては、当社ホームページ <http://www.wendytour.jp/privacy.shtml> をご覧ください。

旅行企画、実施
ウエンディー・ジャパン株式会社
東京都港区虎ノ門 3-8-27 巴町アネックス 2 号館 8 階

大阪府知事登録旅行業 第 2-2815 号
一般社団法人 全国旅行業協会(ANTA) 正会員
日本観光視光局(JUNTO) 正会員